

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

◎厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）（抄）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行				
別表一			別表一				
	薬	剤	診断群分類番号		薬	剤	診断群分類番号
1～89	(略)		(略)	1～89	(略)		(略)
90	ボセンタン水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）		070560xx97x0xx	(新規)			
			070560xx97x1xx				
			070560xx99x0xx				
			070560xx99x1xx				
91	リバーロキサバン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）		050180xx97xx0x	(新規)			
92	スクロオキシ水酸化鉄（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）		110280xx991x0x	(新規)			
93	ルストロンボバグ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）		全ての診断群分類番号	(新規)			
94	バンデタニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）		100020xx97x1xx	(新規)			
			100020xx99x1xx				
95	オムビタスビル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）		060295xx97x0xx	(新規)			
			060295xx97x1xx				
			060295xx99x0xx				
96	レベチラセタム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）		010230xx97x00x	(新規)			
			010230xx99x00x				
			010230xx99x01x				

97	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x3xx	(新規)
		090010xx02x3xx	
		090010xx03x2xx	
		090010xx03x3xx	
		090010xx04xxxx	
		090010xx99x2xx	
		090010xx99x30x	
		110080xx01x1xx	
		110080xx02x1xx	
		110080xx9902xx	
110080xx9903xx			
98	トラバクテジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号	(新規)
99	ペンテトレオチド、塩化インジウム (^{111}In)（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号	(新規)